

令和6年度

市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金のご案内

家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、脱炭素化を促進する住宅用設備等を導入した市民の方等に、補助金を交付します。

1. 申請受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

※土・日、祝日、年末年始を除きます。

（受付時間は、午前8時30分～午後5時15分です）

※令和6年4月1日以降に着工し完了したものを、先着順に受付し、補助可能額が無くなった時点で受付を終了します。

※補助可能額が無くなる日の申請分については、抽選により受付順を決定します。

2. 補助対象設備・補助金の額

◎「申請書類チェックシート」、「Q & A」及び「窓の断熱改修注意事項」も参照してください。

補助対象設備	補助金額	要件
太陽光発電システム (※新築は対象外)	設置する太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1kWあたり2万円を乗じた額 上限9万円	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、次の要件を満たすもの。 (1)住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 (2)太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3)太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。 (4)対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。 【次のいずれかの設備が導入されていることが必要です。】 ・エネルギー管理システム（HEMS） ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）及びV2H充放電設備

～太陽光発電システムの補助金額計算例～

○最大出力3.835kWの太陽光発電システムを設置した場合

小数点以下第3位を四捨五入し、3.84kW

3.84kW×2万円＝7.68万円 → 千円未満を切り捨てし、補助金額は7.6万円

○最大出力4.5kWの太陽光発電システムを設置した場合

4.5kW×2万円＝9万円 → 補助金額は9万円

○最大出力5.5kWの太陽光発電システムを設置した場合

5.5kW×2万円＝11万円 → 上限9万円を超えているため、補助金額は9万円

補助対象設備	補助金額	要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	補助対象経費の額 上限10万円	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、次の要件を満たすもの。 (1)一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの。 (2)停電時自立運転機能を有するもの。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額 上限7万円	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 【次の設備が導入されていることが必要です。】 ・住宅用太陽光発電設備
窓の断熱改修 (※新築は対象外)	補助対象経費の 2分の1の額 上限16万円	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するもののうち、次の要件を満たすもの。 (1)国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているもの。 (2)1室(壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間)単位で外気に接する全ての窓の断熱化をするもの。 ※トイレ、浴室等も1室とし、補助対象となります。 ※マンション管理組合による申請も可能です。申請を検討される場合は、環境管理課(23-9867)まで事前にご相談ください。

電気自動車	補助対象経費の額 上限 30 万円 (V2H 充放電設備 を併設する場合) 又は 上限 20 万円 (併設しない場合)	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のもののうち、次の要件を満たすもの。 (1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）。 (2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所である。 (3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付である。 (4)国が令和 4 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車である。 【次の設備が導入されていることが必要です。】 ・住宅用太陽光発電設備 ・発電した電気を電気自動車に充電できる設備
プラグインハイブリッド自動車	補助対象経費の額 上限 30 万円 (V2H 充放電設備 を併設する場合) 又は 上限 20 万円 (併設しない場合)	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のもののうち、次の要件を満たすもの。 (1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）。 (2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所である。 (3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付である。 (4)国が令和 4 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車である。 【次の設備が導入されていることが必要です。】 ・住宅用太陽光発電設備 ・発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に充電できる設備
V2H 充放電設備	補助対象経費の 5 分の 1 の額 上限 50 万円	電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる設備のうち、国が令和 4 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの。 【次の設備が導入されていることが必要です。】 ・住宅用太陽光発電設備 ・電気自動車等

集合住宅用充電設備 (※1基(口)あたり) (※新築は対象外)	(1)住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金の補助金額に3分の1を乗じた額 上限50万円 (2)住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金の補助金額に3分の2を乗じた額 上限100万円	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために導入する以下の設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの。 (1)急速充電設備 (2)普通充電設備 (3)蓄電池付急速充電設備 (4)充電用コンセント (5)充電用コンセントスタンド
住民の合意形成のための資料	補助対象経費の額 上限15万円	マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料(充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等)で、当該資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるもの。

※各設備とも、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額となります。

3. 補助対象者

- (1)**令和6年4月1日から令和7年2月27日までの間**に補助対象事業を着工し、かつ完了すること。
 ※住宅建設業者等から未使用の補助対象設備が導入された市内の住宅を購入する場合は、当該住宅の引渡しを受ける方も対象
 ※電気自動車等の場合は、自動車検査証の登録年月日/交付年月日が上記の期間内の日付であること
- (2)市原市暴力団排除条例(平成23年市原市条例第13号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではないこと。
- (3)個人(マンション管理組合における申請者は除く。)においては、「交付申請書」を提出する日までに、当該申請書に記載された補助対象設備の導入場所に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
- (4)市税を滞納していないこと。
- (5)設備の導入費等を負担し、設備等を所有すること
 ※所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。

(6)補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。この場合において、リース契約は次のいずれかを満たすものとし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること。

ア リース期間が財産処分制限期間（５．処分の制限を参照）以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

(7)集合住宅用充電設備を設置する者は、設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置に当たって、国の補助金の交付決定通知を受けていること。

(8)住民の合意形成のための資料を作成する者は、充電設備を導入しようとするマンション等のマンション管理組合であること。

(9)補助対象住宅を導入する住宅を所有していない、又は共有している場合は、当該住宅を所有している方又は共有者全ての同意を得ていること。（電気自動車等、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）

(10)補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱、市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付要綱（旧要綱）又はこの要綱に基づく補助を受けていないこと。

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、申請者が旧要綱又はこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

集合住宅用充電設備の設置及び住民の合意形成のための資料の作成にあっては、同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金を重複して受けていないこと。

(11)同一の補助対象設備について、市が交付する他の補助金の交付申請を行わないこと。

(12)補助対象設備の導入後、事業効果等に関する市の調査に協力できること。

4. 補助対象経費等

(1)補助金は、補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を除く。）の種類ごとに、一の住宅に１回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては１戸に１回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては１棟に１回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではありません。

補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者１人につき１回に限り交付します。

補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事につき1回に限り交付します。

(2)補助対象経費は、主に、設備本体・付属品の購入費及び工事費となります。処分費は含まれません。
電気自動車等・V2H充放電設備にあたっては、本体の購入費のみとなります。

太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配管工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

(3)補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額は控除するものとし、導入費等に国その他の団体から補助金を充当する場合は、さらに当該補助金の額を控除した額となります。

5. 申請手続きの流れ（※工事着工：令和6年4月1日（月）以降のもの）

(1)交付の申請（申請者 → 市）

導入工事完了後、令和7年2月28日（金）までに、「市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付申請書（第1号様式）」に必要書類を添付し、市原市役所第2庁舎5階「環境管理課」へ持参又は郵送により、提出してください。（※各支所での受付は行っておりません。）

必要書類が揃っていない場合は受理ができませんので、「申請書類チェックシート」、「Q & A」及び「窓の断熱改修注意事項」により必要書類の確認をし、提出してください。

※申請書等は市ホームページからダウンロードできます。
※申請日は書類を受付した日付になります。
※FAX・Eメール・データ持込みでの申請は受けません。

(2)交付の決定（市 → 申請者）

市から交付決定した方へ、申請された日から約1か月で「交付決定通知書」を送付します。（補助要件を満たしていない方へは、「不交付決定通知書」を送付します。）

(3)補助金の交付処理（市 → 申請者）

交付決定を受けた方は、決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、「市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付請求書（第5号様式）」をご提出ください。

交付請求書を基に、口座振込みを行います。なお、交付請求書は、申請書類と併せて提出することも可能です。なお、申請者と振込口座の名義人が違う場合、委任状が必要となります。

提出する際は、銀行名や支店名等に間違いがないかご確認ください。

申請から補助金が交付されるまで、約2か月です。

(4)提出書類

- ①市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付申請書（第1号様式）
- ②補助対象設備の概要（第2号様式）
- ③リース契約の場合は、補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- ④市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付請求書（第5号様式）

【添付書類（共通）】

⑤契約書又は注文書等の写し

- ・契約の当事者及び契約金額、金額の内訳が明記されているもので、申請者と契約書等の申込者又は売買契約書の発注者が同一であることが必要です。
- ・補助対象設備が導入された住宅（建売住宅）を購入した場合は売買契約書の写し、発注書の場合は、請負書も併せて提出して下さい。
- ・リースの場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書等）及びリース契約書の写しを提出して下さい。

⑥補助対象設備の導入に係る支払いを証する書類の写し（リース契約の場合を除く。）

- ・領収書又はクレジット払いによる支払いを証明する書類等
 - ※宛名が申請者の氏名（フルネーム）と同一であること。
 - ※契約書等と領収書に記載の請負業者名が同一であること。
 - ※領収金額に補助対象設備以外の工事が含まれる場合、補助対象設備の設置工事等の金額を付記してください。
 - ※クレジット契約の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」を提出してください。この場合、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できれば差し支えありません。

⑦補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（住民の合意形成のための資料を除く。）

- ・カタログ、HP画面等のコピー（型式、形状など仕様が確認できるもの）

⑧補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。）

※太陽光発電システムの場合、⑮・⑯を参照してください。

・保証書又は出荷証明書の写し

※補助対象設備の保証書には設備の保証の開始日、販売店名、設備の機種名、購入者名（申請者名と同一であること）、購入者住所(申請者の住所と同一であること)が記載されていること。

・窓の断熱改修にあつては、窓の性能を証明する書類の写し又は出荷時にガラスに貼られているシール等でも代替可能です。

⑨補助対象設備の設置図面（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。）

・補助対象設備の設置位置が確認できること

・窓の断熱改修においては、窓を示した立面図・平面図（注意事項を確認し、添付してください。）

⑩補助対象設備の導入状況を確認できる写真（住民の合意形成のための資料を除く。）（**カラー写真**）

・補助対象設備の導入状況がわかるもの

⇒機器のみでなく、導入されている場所がわかるように、導入場所周辺も含めて下さい。

※太陽光発電システムの場合、設置したモジュールの枚数が確認できる写真

※電気自動車等の場合は、保管場所（車庫・駐車場）における、「車の全体」・「車のナンバープレート」が確認できる写真

・補助対象設備の型式、製造番号が確認できるもの（太陽光発電システム、窓の断熱改修、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）

※写真は十分な明るさがあり、鮮明に写るように撮影して下さい。不鮮明なものは不備となります。

※窓の断熱改修を申請する場合は、注意事項を確認し、設置前後の状況写真を添付してください。

⑪住民票の写し（リース事業者、マンション管理組合及びマンション等の所有者を除く。）

※提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

※申請者の同意により提出を省略できます。

⑫市税を滞納していないことを証明する書類

・完納証明書

※提出日前1か月以内に発行されたものを添付してください。

※申請者の同意により提出を省略できます。

⑬登記事項証明書（法人のみ）（下記のいずれか1つ）

・現在事項全部証明書

・履歴事項全部証明書

【添付書類（太陽光発電システム）】

⑭太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに、システムを設置する住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類の写し（下記のいずれか１つ）

- ・登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・固定資産税納税通知書の写し等の建築年月日がわかるもの
- ・検査済証（検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること）
- ・建築工事が完了し、足場が取れていることが確認できる家屋の全景と、太陽光発電システムの設置予定場所に設備が設置されていない状態が確認できる屋根等の写真

⑮太陽光モジュールが未使用と分かるもの（下記のいずれか１つ）

- ・出荷証明書又は保証書
- ・メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）
- ・メーカー発行の出力対比表又はバーコードの写し

⑯パワーコンディショナーが未使用と分かるもの（下記のいずれか１つ）

- ・パワーコンディショナーを含む出荷証明書又は保証書
- ・メーカー発行の検査成績書（検査日が記載されていないものは不可）
- ・パワーコンディショナーの外装貼付のバーコード

⑰住宅用の低圧配電線と逆流ありで連系するものであることが確認できる書類の写し

- ・接続契約（または特定契約）のご案内の写し

⑱「エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）」、「定置用リチウムイオン蓄電システム」又は「電気自動車等及びＶ２Ｈ充放電設備」の導入状況が確認できる書類

の写し

〔ＨＥＭＳの場合〕

- ・カタログ、ＨＰ画面等のコピー（型式、形状など仕様が確認できるもの）
- ・保証書の写し、出荷証明書の写し又は機器の設置写真（型式、製造番号等がわかるもの）

〔定置用リチウムイオン蓄電システムの場合〕

- ・保証書又は出荷証明書の写し

〔電気自動車等及びＶ２Ｈ充放電設備の場合〕

- ・自動車検査証の写し

※自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し

- ・Ｖ２Ｈ充放電設備の保証書又は機器の設置写真（型式、製造番号等がわかるもの）

【添付書類（定置用リチウムイオン蓄電システム）】

⑲補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、住宅用太陽光発電設備が既に設置されていること又は併せて設置したことを証明する書類（下記のいずれか１つ）等

- ・直近の太陽光の売電明細の写し
- ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る）の写し
- ・接続契約（または特定契約）のご案内の写し（新設のみ）

- ・太陽光発電設備の保証書（保証期間内のものに限る。）の写し

【添付書類（窓の断熱改修）※マンション管理組合が申請する場合】

- ⑳マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
- ㉑法人格を有しないマンション管理組合の場合
 - ・マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（総会の議事録等）
 - ・代表者の本人確認書類の写し（免許証、健康保険証、住民票等）

【添付書類（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）】

- ㉒住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類（㉑を参照）
- ㉓電気自動車等へ充電する設備の保証書の写し又は充電する設備の設置状況及び設置機器（型式）がわかる写真
 - ※機器のみでなく、導入されている場所がわかるように、導入場所周辺も含めて下さい
- ㉔自動車検査証の写し
 - ※自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し
 - ※初度登録年月と登録年月日／交付年月日が同年同月であること
- ㉕V2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合（下記のいずれか1つ）
 - ・V2H充放電設備の保証書の写し
 - ・設置状況及び設置機器（型式、製造番号等）がわかる写真

【添付書類（V2H充放電設備）】

- ㉖住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類（㉑を参照）
- ㉗自動車検査証の写し
 - ※自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し

【添付書類（集合住宅用充電設備）】

- ㉘マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し（㉑を参照）
- ㉙マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
- ㉚一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- ㉛一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
 - ※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合は、実績報告に係る申請の額の確定書類の写しも併せて提出してください。
- ㉜住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受ける場合は、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板（概ね400mm×400mm）と周囲の景観が確認できる写真

【添付書類（住民の合意形成のための資料）】

③③マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し（②①を参照）

③④マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）

③④作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し

③⑤マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の設置についての議論が行われたことが確認できる議事録等（※充電設備設置の住民の合意形成の可否については、問いません。）

6. 処分の制限

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄すること）する場合は、事前に市長の承認を受ける必要があります。

設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、**事前に相談の上**、「市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金処分承認申請書（第6号様式）」を提出してください。

なお、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要があるため、ご注意ください。

処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる場合があります。

7. その他注意事項

(1)予算の残額を2週間ごとに、市ホームページでお知らせします。

なお、予算の10%を下回った日からは毎日更新します。

(2)申請書類の作成等の際は、以下の点にご留意ください。

①消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。

また、鉛筆書きは清書し、下書き、マル印等は消した上でご提出ください。

②設置工事の内容などにより、この手引き及び「申請書類チェックシート」に記載以外の書類の提出を求める場合がありますので、期限に余裕を持って、提出してください。

③代行者による申請の場合は、代行者の氏名・連絡先等を「市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付申請書（第1号様式）」に記載してください。

④記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。

⑤一度受理した申請書類において、住民登録や税の納付状況等に不備があり不交付決定とした場合、**申請書類の返却はできません**のでご注意ください。

なお、**再度申請書類を作成し提出することは可能**です。

申請・問い合わせ先：市原市 環境部 環境管理課（第2庁舎5階）

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

TEL：0436-23-9867 FAX：050-3102-3421

市原市ホームページ（様式・記入例のダウンロードができます）

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=66066624792fe94b784b39d7>

